

受委託点呼（共同点呼）のポイント

概要

- ① 貨物自動車運送事業法第29条に基づく、業務の管理の受委託の一形態として実施。
- ② 同条の許可申請に際しては、受託者及び委託者間で契約を締結。モデル契約書について後日通知予定。
- ③ 受委託営業所や運転者、運行管理者等が実施する主な事項は以下のとおり。

委託営業所

受委託点呼開始時に提出

- ・ 運転者の名簿・台帳の写し
- ・ 病歴・服用薬が分かる書類
- ・ 事業用自動車の点検整備記録簿の写し
- ・ 緊急連絡体制表

- ・ 受委託点呼を受ける運転者の予定表

運転者

点呼実施時に以下の書類等を提示

- ・ 前日の勤務状況、当日の運行計画が分かる書類
- ・ 運転免許証、車検証・自賠責証

- ・ 日常点検結果及び委託者の整備管理者による運行の可否決定を報告

- ・ 事業用自動車、道路・運行状況の報告

受託営業所

受委託点呼実施者の体制の確保

- ・ 受委託点呼実施者は一定の数を確保

- ・ 適切な受委託点呼に活用

運行管理者又は補助者

- ・ 法令違反を発見、運行させるべきではないと判断した場合等は、委託者に連絡
- ・ 警報発令時等は委託者の運行管理者に連絡

- ・ 法令違反を発見した場合、委託者に連絡

導入時

一定期間前

乗務前点呼

乗務後点呼